

第39回 大垣市景観遺産審議会

次 第

- ・ 日 時 令和4年7月22日（金）
13時30分から
- ・ 場 所 4階 情報会議室

1. 開 会

2. 議 事

第1号議案 大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について

3. その他

- (1) 景観遺産第41号について
- (2) 景観重要建造物の指定について
- (3) 今後のスケジュールについて

4. 閉 会

都 第 1 1 3 号
令和 4 年 7 月 1 2 日

大垣市景観遺産審議会 会長 様

大垣市長 石 田 仁



大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について（諮問）

大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢を指定するにあたり、次のとおり
公募等による候補物件を選定したので、大垣市景観条例施行規則（平成
21年規則第12号）第38条の規定に基づき、貴審議会の意見を求め
ます。

（候補物件）

募集期間：令和3年6月1日～令和4年5月31日

No.	名 称	所 在 地
1		
2		
3		
4		

景観遺産第 41 号について

【対象物件】

名 称	所 在 地	指定年月日	種 類
美濃路墨俣宿脇本陣跡 (安藤家)	墨俣町墨俣 115	平成 22 年 10 月 1 日	歴史文化遺産
講 評		指定時の写真	
<p>美濃路墨俣宿にあった脇本陣跡に建つ民家です。脇本陣は明治 24 年(1891 年)の濃尾震災の際に倒壊し、現在は隣接する本正寺に山門が残るのみです。その後、再建されたこの建物は、脇本陣時代の構造を色濃く残しており、当時の宿場町の面影を偲ぶことができます。週末には地元のまちづくり団体がお土産処を開店しています。</p>			

【報告内容】

景観遺産第 41 号「美濃路墨俣宿脇本陣跡 (安藤家)」について、所有者変更の届出があったため、報告するもの。また、所有者の変更に伴い、名称を「美濃路墨俣宿脇本陣跡 (旧安藤家)」に変更するもの。

- 1 届受理年月日 令和 4 年 2 月 14 日
- 2 行為の種類 所有者の変更
- 3 事 由 売買
- 4 経過状況

居住者の安藤氏が亡くなり、古民家再生協会岐阜西濃の吉田氏が物件を購入した。
(所有者変更届の提出あり)

吉田氏は、対象物件の外観を保ちつつ、民泊施設や飲食店等として活用することを検討しており、令和 4 年中の営業開始を目標に、改築工事が行われている。

景観重要建造物について

景観重要建造物の指定制度は、平成16年に制定された景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(建築物及び工作物)の外観が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要なものについて、指定を行う制度です。

大垣市では、平成 21 年度に、後世に伝承すべき景観を有する建造物等を指定する制度とし大垣市景観遺産制度を制定し、10 年が経過し指定件数も、景観遺産 86 物件、景観自慢で 9 物件に至りました。

こうした中、次の段階として、歴史的な外観をもつ建造物を所有し、維持・保全に努めてこられた方々への支援を行い、地域の個性ある景観づくりの核となる建造物の維持、保全及び継承をはかる事を目的とし、大垣市景観計画に基づき、景観遺産指定物件より景観重要建造物への指定を進めます。

《基準》(景観法施行規則第 6 条)

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観形成に重要なもの
- 2 道路その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの
- 3 「景観計画」で定める指定方針に即しているもの(景観遺産指定物件)

《景観重要建造物とは》

誰もが簡単に見ることができる、外観に地域の自然・歴史・文化の特徴を持った、これからも景観づくりの核となり、その維持・保全・継承を行っていききたい建造物です。

なお、文化財保護法により指定されている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物などは、適用されません(景観法第19条第3項)

《景観重要建造物に指定されたら》(景観法第 22 条)

- ・ 増築、改築、移転若しくは除却、外観変更の修繕・模様替え・色彩の変更には、市長の許可が必要。(軽易な行為、非常災害のための応急措置等は除く)
- ・ 市長は、景観重要建造物の保全に支障があると認めるときは、現状変更を許可しない。
- ・ 市長は、現状変更規制の違反者や、許可に付した条件に違反した者がある場合には、違反者に原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

今後のスケジュールについて

日程	内容等
7月22日（金）	【第39回 景観遺産審議会】
8月～9月	【現地調査の実施】 現地調査実施及び結果の取りまとめ
	【第40回 景観遺産審議会】 現地調査の結果報告 景観遺産、及び景観自慢指定候補物件の審議 景観重要建造物の指定について 市長への答申案の決定
10月下旬まで	(市長への答申、指定候補物件の同意取得)
11月上旬～ 中旬頃	【第41回 景観遺産審議会】 同意取得状況の報告、講評内容の確認等
12月中旬	(指定物件の議会報告)
令和5年1月頃	(指定及び公表)

現在の取り組み状況等について

1. 景観遺産活用推進事業について

景観遺産を広く周知する為、QRコードを景観遺産プレート等に設置。

- 市ホームページへリンク、作成動画へのリンク
(大垣城、大垣城水門川沿いの景観、明星輪寺の境内地とそこからの眺望、多良峡、一夜城址公園とその周辺、昼飯大塚古墳(国指定文化財))



⇒ドローン空撮動画、建物内の写真等、内容の拡充を予定

- デジタルマップの展開
グーグルマップを活用し、景観遺産の位置、バス停、飲食店を表示。



2. トリックアートの活用について

トリックアートコンテストを開催し、優秀作品を街中に展示しています。
今年度も引き続き作品を募集します。

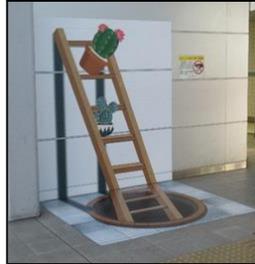
最優秀賞

「水門川にコイ！」



優秀賞

「サボテンが危ない！」



優秀賞

「Tigerrrrrrrrrrrr!!!!!!」



審査員特別賞

「おがっきいに食べられるぞ！」



*その他 大垣駅北の階段に設置



応募作品の全ては、ホームページにて公開

